

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成26年11月28日

【会社名】 株式会社ジー・テイスト

【英訳名】 G . t a s t e C o . , L t d

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉 本 英 雄

【本店の所在の場所】 仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 0 2 2 (7 6 2) 8 5 4 0

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 稲 角 好 宣

【最寄りの連絡場所】 名古屋市北区黒川本通二丁目46番地

【電話番号】 0 5 2 (9 1 0) 1 7 2 9

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 稲 角 好 宣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年11月28日開催の取締役会において、平成27年1月5日を効力発生日として、当社の教育事業を会社分割（以下「本件分割」といいます。）により新たに設立する株式会社ジー・アカデミーに承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社は、外食事業、教育事業及び食品加工事業を営んでおります。経営体質の効率化の対応策の一つとして、教育事業を分社化することにより、独立会社として経営責任体制の明確化を図るとともに、迅速な経営判断が可能となる体制を整備し、グループ全体としての競争力及び収益力の向上を図ります。

(2) 新設分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立する株式会社ジー・アカデミーを承継会社とする新設分割（簡易新設分割）です。

(3) 新設分割に係る割当ての内容

新設会社は本件分割に際して普通株式200株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

(4) 新設分割計画の内容

新設分割に係る日程

平成26年11月28日 新設分割計画の取締役会承認

平成27年1月5日 分割予定日（効力発生日）

平成27年1月5日 新設会社設立登記日

なお、本件分割は会社法第805条に定める簡易新設分割に該当するため株主総会の承認を得ることなく行います。

その他の新設分割計画の内容

当社が、平成26年11月28日開催の取締役会で承認した新設分割計画書の内容は、「新設分割計画書」のとおりです。

(5) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本件分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本件分割に際して新設会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者算定機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ジー・アカデミー
本店の所在地	名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
代表者の氏名	代表取締役 阿久津 貴史
資本金の額	10百万円（予定）
純資産の額	10百万円（予定）
総資産の額	未定（現時点では確定していません）
事業の内容	教育事業

新設分割計画書

株式会社ジー・テイスト(以下「甲」という。)は、甲が営む教育事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社に承継させる新設分割(以下「本件分割」という。)を行うにあたり、次のとおり新設分割計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (新設分割設立会社)

1. 本件分割における新設分割設立会社(以下「新設会社」という。)の商号及び本店の所在地は次のとおりとする。
(商号) 株式会社ジー・アカデミー
(本店の所在地) 愛知県名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
2. 前項に定めるほか、新設会社の目的、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとする。

第2条 (新設会社の設立時取締役等)

新設会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、以下のとおりとする。

代表取締役 阿久津 貴史
取締役 稲吉 史泰

第3条 (本件分割により承継する権利義務)

1. 新設会社は、本件成立日(第6条に定義する。以下同じ。)をもって、甲から、別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、契約その他の権利義務を承継する。
2. 前項における債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法による

第4条 (新設会社が本件分割に際して交付する株式の種類及び数)

新設会社が本件分割に際して発行する株式の種類及び数は、普通株式200株とし、その全てを甲に割当交付する。

第5条 (新設会社の資本金及び準備金に関する事項)

新設会社の設立時の資本金及び準備金の額に関する事項は、以下のとおりとする。但し、本件成立日前日における甲の資産及び負債等の状況等により、これを変更することができる。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 資本金の額 | 10,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円 |
| (3) その他資本剰余金の額 | 株主資本等変動額(会社計算規則第51条に規定するところに従い計算される株主資本等変動額をいう。)から上記(1)及び(2)の金額の合計額を控除して得た額 |
| (4) 利益準備金の額 | 0円 |

第6条 (新設会社の成立の日)

新設会社の成立の日は、平成27年1月5日(以下「本件成立日」という。)とし、新設会社は、同日をもってその設立の登記申請を行う。但し、手続上の進行の必要性その他の事由により必要な場合は、甲はこれを変更することができる。

第7条 (善管注意義務等)

別紙1

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社ジー・アカデミーと称する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

(1) フランチャイズチェーンシステムによる教育産業に係る各種教室の加盟店の募集及び加盟店の指導教育並びに直営教室の経営

(2) 前記各号に附帯する又は関連する一切の業務その他前記各号の目的を達するために必要な事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を愛知県名古屋市北区黒川本通二丁目46番地に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役を置く。

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、800株とする。

第7条 (株券の不発行)

当社の株式については、株券を発行しない。

第8条 (株式譲渡の制限)

譲渡による当社の株式の取得については、株主総会の承認を要する。

第3章 株 主 総 会

第9条 (株主総会の招集)

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて、随時これを招集する。

第10条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第11条 (招集権者及び議長)

法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会は、取締役が招集する。株主総会の議長は、招集を行った取締役がこれにあたる。

第12条 (招集通知)

- 1 株主総会の招集通知は、議決権を行使することができる各株主に対し、株主総会の日の2日前までに発する。但し、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、上記期間を短縮することができる。
- 2 議決権を行使することができる株主全員の同意があるときには、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、招集手続を経ることなく株主総会を開催することができる。

第13条（議決の方法）

- 1 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第14条（議決権の代理行使）

株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第15条（議事録）

株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、当会社がこれを保存する。

第4章 取締役

第16条（取締役の員数）

当社の取締役は、1名以上とする。

第17条（選任）

- 1 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第18条（取締役の任期）

- 1 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任の取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第19条（代表取締役）

取締役は協議により、代表取締役若干名を選定する。なお、取締役が1名の場合には、その取締役が会社を代表する。

第20条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議に基づいて決定される。

第5章 計算

第21条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第22条（剰余金の配当）

- 1 剰余金の配当としての期末配当は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。
- 2 前項のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

第23条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

第24条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成27年3月31日までとする。

< 以下余白 >

別紙2

承継権利義務明細表

新設会社が平成27年1月5日を本件成立日とする会社分割により、甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は以下のとおりとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、平成26年9月30日の甲の貸借対照表を基礎とし、これに本件成立日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1 甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務

(1) 資産

本件成立日における本件事業に係る以下の資産

流動資産

現金、売掛金、たな卸資産及び繰延税金資産

固定資産

保証金

(2) 負債

本件成立日における本件事業に係る以下の負債

流動負債

買掛金、未払金及び前受金

借入金（分割対象となる借入金の金額は本件分割により新設会社が甲から承継する純資産額が10,000,000円となるように合理的に算定される額とする。）

(3) 契約等(雇用契約等については(4)に記載のとおり)

本件事業に係る一切の契約(ただし、本件事業に係る不動産の賃貸借契約、リース契約を除く。)上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

(4) 雇用契約等

本件分割の本件成立日において本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されないものとし、甲は、本件分割の本件成立日において本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、甲及び新設会社間にて協議の上、決定するものとする。

(5) 承継する許認可等

本件成立日において、甲が保有している本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。